

公安委員会 説明資料No. 1	平成24年度警察庁補正 予算要望の概要について	平成25年1月10日 会計課
--------------------	----------------------------	-------------------

### 1 平成24年度補正予算の編成方針

- いわゆる「15か月予算」の考え方で、大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を実行する。

このため、速やかに緊急経済対策を策定して大型補正予算を実現する。

- 補正予算は、
  - ・ 復興・防災対策
  - ・ 成長による富の創出
  - ・ 暮らしの安心・地域活性化

の3分野を重点とする。

### 2 警察庁補正予算要望の概要

(1) 追加額	65,175百万円
(2) 内容	
ア 復興・防災対策	32,849百万円
○ 警察情報通信ネットワークの耐災害性の向上	23,829百万円
○ 災害・テロへの対処能力の向上	6,019百万円
○ 警察施設・交通安全施設の老朽化対策	3,001百万円
イ 暮らしの安心・地域活性化	32,326百万円
○ サイバー空間の安全確保	821百万円
○ 交通安全対策の推進	8,545百万円
○ 警察機動力及び装備資機材の整備	22,960百万円

### 3 今後の日程（見込み）

- 1月11日（金） 経済対策閣議決定
- 1月15日（火） 概算閣議決定
- 1月下旬 国会提出閣議

## 1 平成25年度予算の編成方針

民主党政権時代の要求内容を徹底して精査しつつ、

- ・ 復興・防災対策
- ・ 成長による富の創出
- ・ 暮らしの安心・地域活性化

の3分野に重点化した要求に入れ替えて、1月11日(金)までに提出

## 2 警察庁予算概算要求(案)の概要

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1) 要求額        | 267,583百万円 (267,583百万円) |
| ○ 一般会計         | 237,594百万円 (237,594百万円) |
| ○ 東日本大震災復興特別会計 | 29,989百万円 (29,989百万円)   |
- ※ ( ) は9月7日提出の額(同額を要求)

## (2) 内容

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| ア 重点分野                   | 102,491百万円 |
| ○ 復興・防災対策                | 35,028百万円  |
| ・ テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化  | 5,039百万円   |
| ・ 東日本大震災からの復興に向けた各種施策の推進 | 29,989百万円  |
| ○ 暮らしの安心・地域活性化           | 67,463百万円  |
| ・ サイバー空間の脅威への対処          | 2,407百万円   |
| ・ 客観証拠重視の捜査のための基盤整備      | 10,537百万円  |
| ・ 組織犯罪対策の推進              | 4,227百万円   |
| ・ 安全・安心な国民生活の確保          | 21,359百万円  |
| ・ 警察基盤の充実強化              | 28,933百万円  |

## イ 事項要求

- 交通安全施設整備費補助金(円滑化対策分)

## 3 今後の日程(見込み)

- 1月中 概算閣議決定

### 第1 修正の経緯

- 防災基本計画の修正（平成24年9月6日中央防災会議）、原子力災害対策指針の策定（平成24年10月31日原子力規制委員会）等を踏まえ、発生が懸念される大規模広域災害や原子力災害に対する対応力を強化するための修正。
- 東日本大震災以降、昨年3月8日の修正に引き続き2回目、昭和38年6月の計画作成以来12回目の修正。

### 第2 主な修正事項

#### 1 自然災害・事故災害関係（原子力災害対策関係を除く）

- (1) 職員の招集・参集体制の整備関係（3頁）  
参集対象者の確保、徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舍の確保について明記。
- (2) 業務継続性の確保関係（5頁）  
業務継続計画の見直しに当たり、評価・検証を踏まえる旨明記。
- (3) 複合災害対策関係（6、22頁）  
複合災害を想定した各種訓練の実施、計画の見直しについて明記。
- (4) 警察災害派遣隊関係（11、14頁）  
発災72時間までの救出救助活動への人員・資機材の重点配分、隊員の安全確保と関係機関との連携強化。また、自らが被災地となる場合において、他の都道府県警察から円滑な支援を受けられるよう受援体制を整備する旨明記。
- (5) 関係機関との相互連携関係（22頁）  
都道府県警察と関係機関、事業者等との間での協定の締結等により連携協力する旨明記。
- (6) 津波避難活動要領の策定関係（34頁）  
津波からの退避に関する判断基準を定めるとともに、避難誘導訓練実施等により問題点の検証等を行う旨明記。

#### 2 原子力災害対策関係

- (1) 関係機関との連携関係（61頁）  
原子力規制委員会等の新設も踏まえ、関係機関との連絡体制等を明確化。
- (2) 警察庁の警備体制関係（62頁）  
特定事象に発展するおそれのある事象（自然災害を含む。）発生時において迅速に体制を構築するほか、複合災害発生時における効率的な業務推進のため他の災害対策の体制と連携する旨明記。また、原子力緊急事態解除宣言後において所要の警備体制を維持する旨明記。
- (3) 原子力災害警備計画の策定関係（64頁）  
原子力災害警備計画を策定すべき都道府県警察を拡大。また、同計画の項目に緊急輸送の支援を追加するほか、迅速な避難誘導に資する資料を添付する旨明記。さらに、同計画の策定に当たっては、福島第一原子力発電所事故の教訓事項に配意する旨明記。
- (4) 緊急輸送の支援関係（68頁）  
国等から派遣される専門家、緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援に努める旨明記。
- (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持関係（68頁）  
警戒区域等の設定の実効を挙げるために必要な措置をとるほか、避難住民等の一時立入りの安全な実施に必要な支援を行う旨明記。
- (6) 警察職員の被ばく対策関係（68頁）  
被ばく線量の確実な測定及び適切な管理を行う旨明記。

### 1 刑法犯認知・検挙状況

	H24.1~12	H23.1~12	増減数	増減率(%)
認知件数	1,382,154	1,480,765	-98,611	-6.7
検挙件数	437,674	462,540	-24,866	-5.4
検挙人員	287,055	305,631	-18,576	-6.1
うち少年の検挙人員	65,458	77,696	-12,238	-15.8
検挙率(%)	31.7	31.2	+0.5	ポイント

### 2 主な特徴点（前年比）

#### (1) 認知件数の減少

- 刑法犯認知件数は平成15年以降連続して減少(平成14年から半減)。
- 包括罪種では、窃盗犯は92,663件(-8.2%)、知能犯は610件(-1.5%)、凶悪犯は35件(-0.5%)それぞれ減少。凶悪犯のうち、路上強盗が増加し、侵入強盗(金融機関・深夜飲食チェーン店対象等)が減少。
- 刑法犯認知件数の減少数の94.0%を窃盗犯が占める。

#### (2) 粗暴犯、風俗犯の増加

- ほとんどの罪種や手口の認知件数が減少している中、粗暴犯は5,485件(8.9%)、風俗犯は1,022件(9.4%)それぞれ増加。

#### (3) 検挙率の上昇

- 認知件数、検挙件数ともに減少する中、検挙率は31.7%で0.5ポイント上昇。

#### (4) 重要犯罪、重要窃盗犯の状況

- 重要犯罪の認知件数は399件(2.8%)増加したが、その主な要因は強制わいせつ393件(5.7%)の増加で、殺人、強盗、放火は減少。検挙件数は519件(5.8%)増加、検挙率は65.8%で1.8ポイント上昇。
- 重要窃盗犯の認知件数は17,235件(-10.2%)、検挙件数は5,484件(-6.7%)それぞれ減少し、検挙率は50.0%で1.9ポイント上昇。

### 3 今後の犯罪抑止対策

- 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進
  - ・ 犯罪情勢分析と犯罪抑止計画に基づく警察活動の展開
- 関係機関・団体、事業者等との連携強化
  - ・ 官民連携による犯罪抑止対策の推進
- 防犯ネットワークによる主体的な自主防犯活動の促進
  - ・ 地域住民、事業者等が自ら企画・立案し、自ら行動する防犯活動の促進
- 初動捜査の高度化と的確な捜査指揮
  - ・ 客観的証拠の収集と的確な捜査指揮による検挙活動の推進
- 捜査の科学化の推進
  - ・ DNA型鑑定等の科学技術を最大限活用した検挙活動の強化

公安委員会 説明資料No. 5	暴力団幹部らによる死亡ひき逃げ事故 を偽装した保険金目的殺人事件被疑者 の逮捕について（熊本県警察）	平成25年1月10日 捜査第一課
--------------------	--	---------------------

1 発生日時・場所

平成24年10月20日（土）午前3時頃、熊本市北区内の路上

2 被害者

福岡市博多区

A. 45歳

3 被疑者

(1) 熊本市南区

（暴力団 道仁会傘下組織組員）

甲 43歳

(2) 熊本県玉名市

乙 33歳

(3) 熊本市中央区

丙 54歳

※ 逮捕日 平成25年1月3日

逮捕種別 通常逮捕（殺人）

4 事案の概要

被疑者らは、保険金を騙取する目的で死亡ひき逃げ事故を装い、上記日時場所において、被害者を車両により衝突轢過して殺害したものを。

5 捜査の経過

- (1) 本件は、ひき逃げ容疑事件として110番通報により認知したが、現場の状況、死体の解剖結果、更に事故当事者として出頭した者の説明に矛盾点が認められたこと等から、殺人等の事件を視野に捜査を開始した。
- (2) 同年12月12日、所要の捜査により、別の者をひき逃げ事故当事者の身代わりとして警察に出頭するよう脅迫した強要未遂により、上記甲、乙を逮捕するとともに、捜査本部を設置した。
- (3) その後の捜査により、本件を上記被疑者らによる保険金目的の殺人事件と特定し、今回、殺人で逮捕したもので、事件の全容解明に向けて鋭意捜査を推進中である。

## 1 趣旨

交通安全意識の浸透と高揚を図るため、広く国民各層、各分野の関係者が参加する大会を開催して、交通安全に関する基調講演、意見発表等を行うほか、交通安全のために顕著な功績のあった者等への表彰、大会宣言等を行い、一層強力な交通安全国民運動を展開しようとするもの。

## 2 主催

警察庁、財団法人全日本交通安全協会

## 3 大会の概要

## (1) 1日目(分科集会、約400人)

## ア 日時

1月15日(火) 午後1時～午後4時20分

## イ 場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷

## ウ 内容

地域・家庭部会、交通安全教育部会、企業部会の3部会を開催し、部会ごとに基調講演、意見発表を行うほか、大会宣言を検討、作成する。

## (2) 2日目(本会議、約2,000人)

## ア 日時

1月16日(水) 午後2時～午後2時38分

## イ 場所

日比谷公会堂

## ウ 内容

秋篠宮同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、交通安全のために顕著な功績のあった者等に対する交通栄誉章(緑十字金章・銀章)の表彰、交通安全年間スローガン最優秀入選者に対する内閣総理大臣表彰、大会宣言等を行う。

## ※ 主要来賓(予定)

内閣総理大臣	安倍晋三
衆議院議長	伊吹文明
参議院議長	平田健二
国家公安委員会委員長	古屋圭司

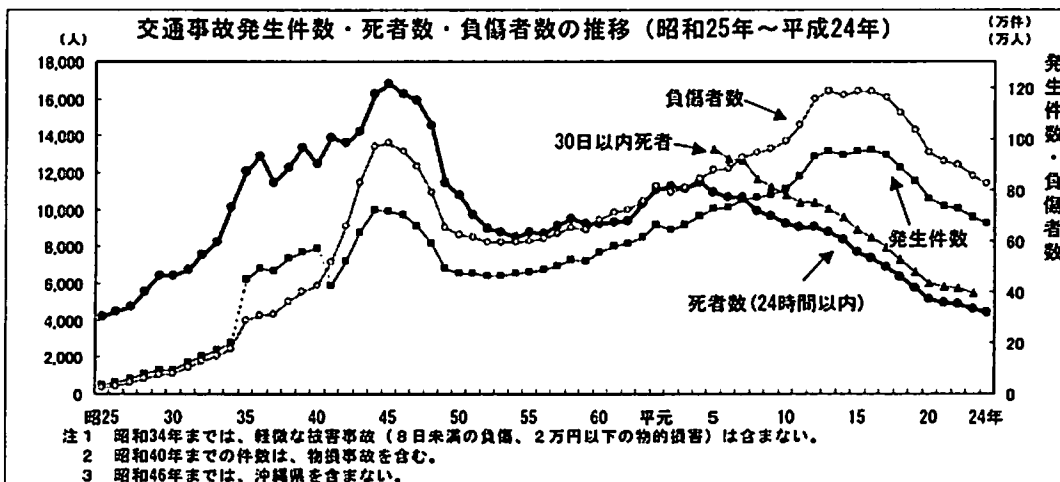
1 平成24年中の交通事故発生状況

死者数 4,411人(前年比 -201人、-4.4%)  
 うち高齢者(概数) 2,264人(同 +2人、+0.1%)  
 発生件数(概数) 66万4,907件(同 -2万6,001件、-3.8%)  
 負傷者数(概数) 82万4,539人(同 -2万7,555人、-3.2%)

注 概数とは、交通事故日報集計システムにより集計された速報値であり、今後、修正もあり得る。

平成24年中の交通事故死者数は、4,411人で12年連続の減少となるも、高齢者死者数が平成13年以来11年振りに増加した。負傷者数及び発生件数は、8年連続で減少した。

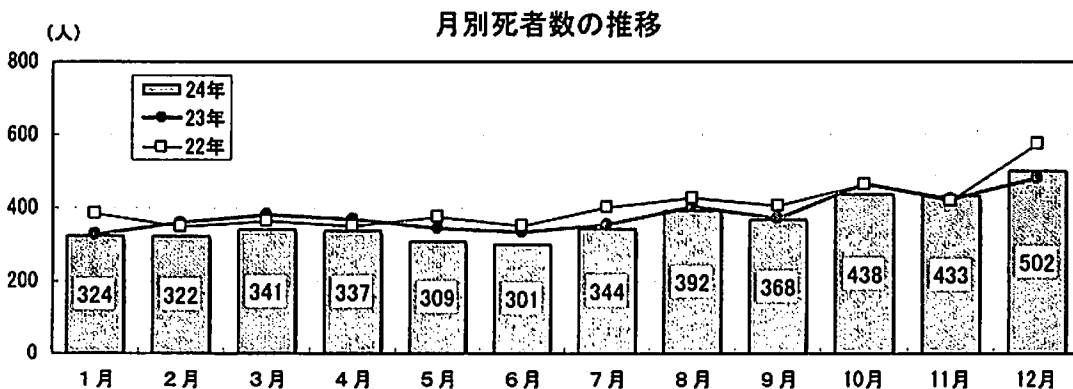
1頁



2 月別死者数の推移

死者数を月別に前年と比較すると、11月及び12月のみ増加であった。1日当たりの死者数は、12月が最多(16.2人)、5月及び6月が最少(10.0人)となった(年平均12.1人)。

2頁



月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	上半期計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	下半期計	年間合計
1日当たり死者数	10.5	11.1	11.0	11.2	10.0	10.0	10.6	11.1	12.6	12.3	14.1	14.4	16.2	13.5	12.1

## 1 事実関係

- 平成23年12月に靖国神社の神門に放火した中国人被疑者（38歳）については、昨年1月に警視庁が建造物等以外放火（刑法第110条1項）の罪で逮捕状を取得。
- 警視庁は、日韓犯罪人引渡条約に基づき、外交ルートを通じ、韓国政府に対して同被疑者の引渡しを請求していたところ、本年1月3日（木）、ソウル高等裁判所は、日本への身柄引渡を拒否する旨の決定を行ったもの。

## 2 ソウル高等裁判所の決定（要旨）

### (1) 結論

本件犯行は、政治的目的のために一般犯罪を犯した相対的政治犯罪に当たるところ、以下の諸事情を考慮すると、一般犯罪としての性格よりその政治的性格がより主たる状態にあると判断され、日韓犯罪人引渡条約で引渡拒否事由に規定された「政治犯罪」に該当し、犯罪人の日本国への引渡を許可しない。

### (2) 判断の理由

- 犯罪動機が請求国政府の日本軍慰安婦等過去の歴史的事実に関する認識及びそれに関連した政策に対する憤りに起因したものである。
- 犯罪目的の性格が、請求国政府の政策を変化させようとしたり、これに影響を及ぼすために圧力を加えようとするものである。
- 犯罪人が追求しようとした政治的目的を達成するのに本件犯行が相当寄与したものとみられ、犯行と政治的目的の間に有機的関連性が認定される。
- 放火による公共の危険性の程度がそれほど大きいとはみられない。
- 人命被害がなく物的被害も大きいということはできず、本件犯行により惹起された危険が目的とのバランスを喪失したとみることは難しい。
- 犯罪人を日本国に引き渡すことは大韓民国の政治的秩序と憲法理念、ひいては大多数の文明国家の普遍的価値を否認することになる。

## 3 今後の対応等

- 1月3日に被疑者は釈放され、翌4日には韓国から空路で中国に帰国した。
- 今後、関係当局と協議して対応を検討する。